

令和8年度 青森市高齢者補聴器購入費助成事業のご案内

青森市では、加齢により聴力が低下した高齢者の積極的な社会参加を促し、認知症やフレイルの進行予防の一助とするため、補聴器購入費用の一部を助成します。

●対象者（次の①～⑤すべてに該当するかが対象となります）



- ① 交付申請時において、青森市内に住所を有し65歳以上であること
- ② 両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならないこと
- ③ 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会から委嘱を受けた補聴器相談医（※）により、補聴器の装用が必要であると判断されていること
- ④ 過去5年間、本事業による助成を受けていないこと
- ⑤ 市税に滞納がないこと

（※）補聴器相談医の在籍については、受診を予定している医療機関に事前にご確認ください。

●助成対象経費

補聴器（管理医療機器として認証を取得したもので新品に限る。）本体の購入に要する費用（片耳、両耳を問わない。）

※ 診察料、検査料及び証明書料等の受診に係る費用、補聴器の修理、補修及び電池交換に係る費用並びに付属品のみの購入に係る費用は助成の対象外です。

●助成額

上限30,000円（助成対象経費の実支出額の合計額又は30,000円のいずれか低い額）

●申請時の必要書類

- ① 助成金交付申請書
- ② 補聴器相談医が作成した「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」の写し（作成から6か月以内のもの）
- ③ 上記②に基づき、公益財団法人テクノエイド協会の認定を受けた認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店（※）が作成した見積書
- ④ 委任状（助成対象者以外のかたが申請する場合に限る）

（※）対象の補聴器販売店については、市ホームページでご確認いただくか、下記の申請窓口へお問い合わせください。

●申請受付

【申請時期】令和8年7月1日（水）～令和9年2月26日（金）

【申請窓口・問合せ先】

福祉部高齢者支援課（青森市新町一丁目3番7号 駅前庁舎1階） TEL:017-734-5326

浪岡振興部健康福祉課介護保険チーム（青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1 浪岡庁舎1階） TEL:0172-62-1134